



「送金犯罪」に罰則が新設されます！



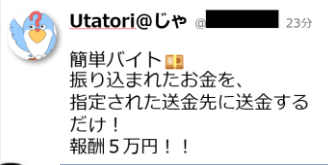
「送金犯罪」
をすると…

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科

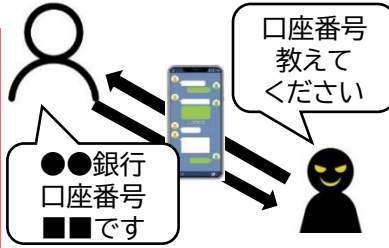
※令和8年7月10日
から適用されます

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



楽しく稼げそう♪



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



ポイントです

・「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、
依頼や募集も犯罪！

・暗号資産等による送金も対象！

・通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する
支払いに必要な送金
を家族に任せる場合



皆さん、ご注意ください！！